明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○独立行政法人緑資源機構法による不動産登記の手続に関する省令の一部を改正する省令（**法務**五）　一

○ＰＴＡ・青少年教育団体共済法施行規則の一部を改正する省令（**文部科学**八）　一

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（**厚生労働**二〇）　二

○公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（**同**二一）

○船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**一〇）

〔告　示〕

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議から代表者変更の届出があった件（**国家公安委**一三）　三

○日本国に帰化を許可する件（**法務**一四〇）

○史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件（**文化庁**二〇～二二）

○名勝を管理すべき地方公共団体を指定する件（**同**二三）

○天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件（**同**二四）

○農業協同組合法施行規程及び水産業協同組合法施行規程の一部を改正する告示（**農林水産**四〇六）　四

○保安林の指定をする件（**同**四〇七～四一二）　五

○特定土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件（**国土交通**二〇七）　七

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**同**二〇八）

○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**二〇九～二一二）　八

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十四号ハの規定に基づき、次の区域を指定する件（**環境**二九）

○汚染状況重点調査地域の指定を解除する件（**同**三〇）　九

〔国会事項〕

最高裁判所　一〇

〔人事異動〕

法　務　一〇

公証人任免（法務省）　一〇

労　働　一〇

最低工賃の改正決定に関する公示（福島労働局最低工賃公示一）　一〇

〔皇室事項〕

諸事項　一〇

〔官庁報告〕

官庁

割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係　二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　二

会社その他

諸事項　三〇

〔公　告〕

省　令

○法務省令第五号

国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う特例業務に関する政令（平成二十年政令第百二十八号）第五条及び第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十年政令第百二十七号）第一条の規定による廃止前の独立行政法人緑資源機構法による不動産登記に関する政令（平成十五年政令第四百五十号）第三条の規定に基づき、独立行政法人緑資源機構法による不動産登記の手続に関する省令の一部を廃止する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十二日

法務大臣　金田　勝年

独立行政法人緑資源機構法による不動産登記の手続に関する省令を廃止する省令の一部を改正する省令

独立行政法人緑資源機構法による不動産登記の手続に関する省令を廃止する省令（平成二十年法務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「研究所法」を「機構法」に、「附則第九条第一項」を「附則第八条第一項」に、「国立研究開発法人森林総合研究所（以下「研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」に改め、同条第二項中「研究所法附則第十一条第一項」を「機構法附則第十条第一項」に、「研究所が」を「機構が」に、「国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する省令」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う特例業務に関する省令」に、「第六条」を「第五条」に改める。

附　則

この省令は、森林法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第三百九十六号）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

○文部科学省令第八号

ＰＴＡ・青少年教育団体共済法（平成二十二年法律第四十二号）第二十四条に基づき、ＰＴＡ・青少年教育団体共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十二日

文部科学大臣　松野　博一